

민원서류 외국어 번역본

日本語  
(일본어)



## 목 차 目 次

1. 혼인신고서 婚姻届	1
2. 이혼신고서 離婚(親権者指定)届	3
3. 출생신고서 出生届	5
4. 사망신고서 死亡申告書	7
5. 가족관계증명서 家族關係證明書	9
6. 기본증명서 基本證明書	10
7. 혼인관계증명서 婚姻關係證明書	11
8. 체류지변경신고서 滯在地変更申告書	12
9. 체류지변경 및 국내거소이전위임장 委任狀	13
10. 출입국사실증명서등 발급신청서 事実証明 発行申請書	16
11. 출입국사실증명서등 발급신청 위임장 事実証明 発行申請書に対する 委任狀	17
12. 주민등록표열람 또는 등·초본교부신청서 住民登錄票 閱覽 又は 登・ 抄本 交付 申請書	18
13. 주민등록표열람 또는 등·초본교부신청 위임장 住民登錄票 閱覽 又は 謄・抄本 交付 申請 委任狀	20
14. 국내거소이전신고서 国内居所移転申告書	22
15. 주민등록신고서 住民登錄申告書	23
16. 주민등록증 분실신고서 住民登録[ ]紛失申告書[ ]撤回申告書	24
17. 인감신고서 印鑑申告(申請)書	25
18. 인감(변경)신고서[서면신고용] 印鑑(変更)申告書[書面申告用]	27

19. 인감보호신청, 인감해제신청 印鑑保護申請, 印鑑保護解除申請	29
20. 인감증명위임장 또는 법정대리인 동의서 印鑑證明 委任狀 または 法定代理人 同意書	31
21. 가족관계등록부등의 증명서교부등 신청서 家族關係登録簿などの証明書交 付の申込書	32

## [様式第10号]

婚姻届				※ 裏面の作成方法を読んだ後に記載し、選択項目は該当番号に“○”を付けて下さい。			
(年月日)							
区分		夫			妻		
① 婚姻当事者 ～届出人～	氏名	ハングル	(姓) / (名)	印又は署名	(姓) / (名)	印又は署名	
	漢字	(姓) / (名)					
	本(漢字)		電話	本(漢字)		電話	
	出生年月日						
	住民登録番号		-			-	
登録基準地							
住所							
② 親～ 養親～	父の氏名						
	住民登録番号		-			-	
	登録基準地						
	母の氏名						
	住民登録番号		-			-	
	登録基準地						
③	直前婚姻解消日付	年月日		年月日			
④	外国方式による婚姻成立日付	年月日		年月日			
⑤	姓・本の協議	子供の姓・本を母の姓・本とする協議はしましたか。		はい□いいえ□			
⑥	近親婚の有無	婚姻当事者が8親等以内の血族に該当しますか。		はい□いいえ□			
⑦	その他の事項						
⑧ 証人	氏名		印又は署名	住民登録番号		-	
	住所						
	氏名		印又は署名	住民登録番号		-	
	住所						
⑨ 同意者	夫	父	氏名	印又は署名	後見人	氏名	印又は署名
		母	氏名	印又は署名		住民登録番号	-
	妻	父	氏名	印又は署名	氏名	印又は署名	
		母	氏名	印又は署名	住民登録番号	-	
⑩	提出人	氏名	住民登録番号		-		

\* 他人の署名又は判子を使って虚偽の届出を提出したり、虚偽の届出を行い家族関係登録簿に不実の記載をする場合は刑法に基づき5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処されます。

\* 次は国家の人口政策の樹立に必要な資料であるため、「統計法」第32条及び第33条に基づき誠実に答える義務があり、個人情報の秘密は固く守られますので事実通り記載して下さい。

⑪実際に結婚生活を始めた日付		年月日から同居					
⑫国籍	夫	①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(隨伴を含む)・認知国籍取得、元の国籍： ] ③外国(国籍 )			①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(隨伴を含む)・認知国籍取得、元の国籍： ] ③外国(国籍 )		
⑬婚姻種類	夫	①初婚 ②死別後再婚 ③離婚後再婚			①初婚 ②死別後再婚 ③離婚後再婚		
⑭最終学歴	夫	①無学 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤大学(校) ⑥大学院以上			①無学 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤大学(校) ⑥大学院以上		
⑮職業	夫	①管理者 ②専門職及び関連従事者 ③事務従事者④サービス業従事者⑤販売従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職			①管理者 ②専門職及び関連従事者 ③事務従事者④サービス業従事者⑤販売従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職		

## 作成方法

- ※ 登録基準地：各欄の該当者が外国人である場合にはその国籍を記載します。
- ※ 住民登録番号：各欄の該当者が外国人である場合は外国人登録番号(国内居所申告番号又は出生年月日)を記載します。
- ※ ①,②欄及び⑥,⑦,⑧,⑨,⑩,⑪,⑫,⑬,⑭欄は全ての届出人が記載し、その他の欄は③,④,⑤)該当する人のみ記載します。
- ※ 住民登録転入届は家族関係登録届とは別に出さなければなりません。
- ②欄：婚姻当事者が養子である場合、養父母の人的事項を記載します。
- ③欄：離婚又は婚姻取消があった人の場合はその日付を記載します。
- ④欄：外国方式による婚姻証書謄本の提出の場合には婚姻成立日を記載します。
- ⑤欄：「民法」第781条第1項の但書により子供の姓・本を母の姓・本とする協議がある場合にはそのような事実を表示します。
- ⑥欄：婚姻当事者から「民法」第809条第1項による近新婚に該当しないという事実[8親等以内の血族(特別養子の養子縁組前の血族を含む)]を表示します。
- ⑦欄：下記の事項及び家族関係登録簿に記録を明確にするうえで特に必要な事項を記載します。(記載欄が足りない場合には別紙を追加して記載することができます)
  - 事实上、婚姻関係確認判決による婚姻届出の場合は判決裁判所及び確定日付
- ⑧欄：証人は成人でなければなりません。
- ⑨欄：未成年者又は禁治産者(成年後見人)が婚姻する場合には同意内容を記載します。
- ⑩欄：提出者(届出人であるかどうかは問わない)の氏名及び住民登録番号を記載[受付担当公務員は身分証明書で本人確認]
- ⑪欄：結婚日付と関係なく実際夫婦が結婚(同居)生活を始めた日を記入します。
- ⑭欄：教育科学技術部長官が認める全ての正規教育機関を基準に記載し、各学校の在学又は中退者は最終学歴の該当番号に“○”を付けます。  
<例示> 大学3年在学(中退) → 高校に○表示
- ⑮欄：結婚する当時の主な職業を基準に記載します。

- |   |
|---|
| ① 管理者:政府、企業、団体又はその内部の部署の政策と活動を企画、指揮及び調整(公共及び企業の管理職等)      |
| ② 専門職及び関連従事者:専門知識を活用した技術的な業務(科学、医療、教育、宗教、法律、金融、芸術、スポーツなど) |
| ③ 事務従事者:管理者、専門家及び関連従事者を補助して業務を推進(経営、保険、監事、相談、案内、統計など)     |
| ④ サービス従事者:公共安全、身辺の保護、医療補助、理容・美容、婚礼、葬式、運送、休暇、調理と関連する業務     |
| ⑤ 販売従事者:営業活動を通じて商品とサービス販売(インターネット、お店、公共場所等)、商品の広告・広報など    |
| ⑥ 農林漁業熟練従事者:作物の栽培・収穫、動物の繁殖・飼育、山林の耕作及び開発、水生動・植物繁殖及び養殖など    |
| ⑦ 機能員及び機能従事者:鉱業、製造業、建設業で手と手工具を使って機械設置及び整備、製品加工            |
| ⑧ 装置・機械操作及び組立従事者:機械を操作して製品生産・組立、コンピューターによる機械制御、運送装備の運転など  |
| ⑨ 単純労務従事者:主に簡単な手工具の使用と単純かつ日常的で、肉体的な努力が求められる業務             |
| ⑩ 家事:専業主婦など ⑪ 軍人:義務服務中である將校及び兵士を除く、職業軍人該当 ⑫ 無職:特定な職業がない   |

## 添付書類

- ※ 下記の1項は家族関係登録官署にて電算を使ってその内容を確認することができる場合には添付を省略します。
- 1. 婚姻当事者の家族関係登録簿の基本証明書、婚姻関係証明書、家族関係証明書各1通。
- 2. 婚姻同意書[未成年者又は禁治産者(成年後見人)の婚姻である場合は届出書同意欄に記載し、署名(又は捺印)した場合は例外]1部。
- 3. 事実婚関係存在確認の裁判による婚姻届出の場合はその裁判書の謄本と確定証明書各1通[調停・和解成立の場合、調停(和解)調書及び送達証明書各1部]。
- 4. 婚姻届特例法による婚姻の場合、審判書の謄本及び確定証明書1部。
- 5. 事件本人が外国人である場合
  - 韓国方式による婚姻である場合:外国人の婚姻成立要件に適合する証明書(中国人である場合には未婚証明書)及び国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)原本各1通。
  - 外国方式による婚姻である場合:婚姻証書及び国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)写し各1通
- 6. 「民法」第781条第1項の但書により子供の姓・本を母の姓・本とする協議をした場合には協議事実を証明する婚姻当事者の協議書1通。
- 7. 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
  - ① 一般的な婚姻届出
    - 届出人が出席した場合:届出人全ての身分証明書
    - 届出人の不出席、提出人が出席した場合:提出人の身分証明書及び届出人全ての身分証明書又は署名認証又は印鑑証明書(届出人の身分証明書なく届出書に届出人が署名した場合は署名認証、届出書に印鑑を捺印した場合は印鑑証明)
    - 郵便提出の場合:届出人全ての署名公証又は印鑑証明書(届出書に署名した場合は署名認証、印鑑を捺印した場合は印鑑証明書)
  - ② 報告的な婚姻届出(証書謄本による婚姻届)
    - 届出人が出席した場合:身分証明書
    - 提出人が出席した場合:提出人の身分証明書
    - 郵便提出の場合:届出人の身分証明書の写し
- ※ 事実婚姻関係存在確認の確定判決による婚姻届出の場合は出席した届出人(事件本人のうち一人)の本人確認で不出席した届出人の本人確認をしたとみなします。

## [様式第11号]

離婚(親権者指定)届				※ 裏面の作成方法を読んだ後に記載し、選択項目は該当番号に“○”を付けて下さい。				
( 年 月 日 )								
区分		夫				妻		
① 離 婚 當 事 者 ( 届 出 人 )	氏名	ハングル	(姓) / (名)	印又は署名	(姓) / (名)	(姓) / (名)	印又は署名	
		漢字	(姓) / (名)					
	本(漢字)		電話	本(漢字)		電話		
	住民登録番号		-		-		-	
	出生年月日							
登録基準地								
住所								
②親 ( 養 親 )	父(養父)氏名							
	住民登録番号		-		-		-	
	母(養母)氏名							
	住民登録番号		-		-		-	
③ その他の事項								
④裁判確定日付 ( )		年 月 日		裁判所名		裁判所		
下記の親権者欄は協議離婚の際は裁判所による協議離婚の意思確認の後記載します。								
⑤ 親 権 者 指 定	未成年の子供の氏名							
	住民登録番号		-		-		-	
	親権者		①父 ②母 ③父母	効力発生日	年 月 日	①父 ②母 ③父母	効力発生日	年 月 日
	未成年の子供の氏名		原因		①協議 ②裁判	原因		①協議 ②裁判
	住民登録番号							
	親権者		①父 ②母 ③父母	効力発生日	年 月 日	①父 ②母 ③父母	効力発生日	年 月 日
	原因		①協議 ②裁判	原因		①協議 ②裁判		
	⑥届け人出席の有無		① 夫		② 妻			
⑦提出人	氏名	住民登録番号				-		
※ 他人の署名又は判子を使って虚偽の届出を提出したり、虚偽の届出を行い家族関係登録簿に不実の記載をする場合は刑法に基づき5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処されます。								
※ 次は国家の人口政策の樹立に必要な資料であるため、「統計法」第32条及び第33条に基づき誠実に答える義務があり、個人情報の秘密は固く守られますので事実通り記載して下さい。								
⑧実際に結婚生活(同居)を始めた日付		年 月 日から		⑨実際離婚年月日		年 月 日から		
⑩20才未満の子供の数		人		⑪離婚の種類		①協議離婚 ②裁判による離婚		
⑫離婚事由(選択)		① 配偶者の不貞 ④ 経済問題	② 精神的・肉体的な虐待 ⑤ 性格の相違	③ 家族間の揉事 ⑥ 健康問題	⑦ その他			
⑬国籍	夫	①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得元の国籍] ③外国(国籍)		妻	①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得元の国籍] ③外国(国籍)			
⑭最終学歴	夫	①無学 ④高等学校	②小学校 ⑤大学(校)	③中学校 ⑥大学院以上	妻	①無学 ④高等学校	②小学校 ⑤大学(校)	③中学校 ⑥大学院以上
⑮職業	夫	①管理者 ③事務従事者 ④サービス業従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生		妻	①管理者 ③事務従事者 ④サービス業従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生		②専門職及び関連従事者 ⑤販売従事者 ⑨単純労務従事者 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職	

## 作成方法

- \* 登録基準地：各欄の該当者が外国人である場合はその国籍を記載します。
- \* 住民登録番号：各欄の該当者が外国人である場合は外国人登録番号(国内居所申告番号又は出生年月日)を記載します。
- ①欄：協議離婚届出の場合は必ず当事者双方が署名(又は記名捺印)しなければならないが裁判による離婚届の場合は一方が署名(又は記名捺印)して届出ることができます。
- ②欄：離婚当事者の父母が住民登録番号がない場合には登録基準地(本籍)を記載します。離婚当事者が養子である場合には養父母の人的事項を記載し、離婚当事者の父母が外国人である場合には住民登録番号欄に外国人登録番号(又は出生年月日)及び国籍を記載します。
- ③欄：下記の事項及び家族関係登録簿に記録を明確にするうえで特に必要な事項を記載します。
- 申告事件により身分の変更が生じる人の場合はその人の氏名、成年月日、登録基準地及び身分変更の事由
  - 禁治産者(成年後見人)が協議離婚する場合は同意者の氏名、署名(又は捺印)及び成年月日
- ④欄：判決離婚(和解、調停)の場合は記載し、協議離婚の場合は記載しません。
- ：調停成立、調停に代わる決定、和解成立と和解勧告決定による離婚届の場合には“裁判確定日付”の下の( )内に“調停成立”，“調停に代わる決定確定”又は“和解成立”，“和解勧告決定”と記載し、“年月日”欄にその成立(確定)日を記載します。
- ⑤欄：協議離婚の意思確認の申込みの際には記載せず、裁判所による離婚の意思確認の後に指定された親権者を記載します。指定効力発生日は協議離婚の場合離婚の届出日、裁判による離婚の場合は裁判確定日を記載します。原因は当事者の協議により指定した場合は“①協議”に、職権又は申込により裁判所が決めた際には“②裁判”に“○”を表示し、その内容を証明する書面を添付しなければなりません。子供が3人以上の場合は別紙に記載した後に契印して添付します。妊娠中である者の場合には出生届を出す際、親権者指定届出をします。
- ⑥欄：出席した届出人の該当番号に○表示をします。
- ⑦欄：提出者(届出人であるかどうかは問わない)の氏名及び住民登録番号の記載[受付担当公務員は身分証明書で本人確認]
- ⑧欄、⑨欄：家族関係登録簿上、届出日や裁判確定日とは関係なく実際に結婚(同居)生活を始めた日と事実上離婚(別居)生活を始めた日を記載します。
- ⑩欄：教育科学技術部長官が認める全ての正規教育機関を基準にして記載し、各学校の在学又は中退者は卒業した最終学歴の該当番号に○表示をします。
- <例> 大学3年在学(中退) → 高校に○を付けます。
- ⑪欄：離婚する当時の主な職業を基準とします。

- |   |
|---|
| ① 管理者：政府、企業、団体又はその内部の部署の政策と活動を企画、指揮及び調整(公共及び企業の管理職等)      |
| ② 専門職及び関連従事者：専門知識を活用した技術的な業務(科学、医療、教育、宗教、法律、金融、芸術、スポーツなど) |
| ③ 事務従事者：管理者、専門家及び関連従事者を補助して業務を推進(経営、保険、監事、相談、案内、統計など)     |
| ④ サービス従事者：公共安全、身辺りの保護、医療補助、理容・美容、婚礼、葬式、運送、休暇、調理と関連する業務    |
| ⑤ 販売従事者：営業活動を通じて商品とサービス販売(インターネット、お店、公共場所等)、商品の広告・広報など    |
| ⑥ 農林漁業熟練従事者：作物の栽培・収穫、動物の繁殖・飼育、山林の耕作及び開発、水生動・植物繁殖及び養殖など    |
| ⑦ 機能員及び機能従事者：鉱業、製造業、建設業で手と手工具を使って機械設置及び整備、製品加工            |
| ⑧ 装置・機械操作及び組立従事者：機械を操作して製品生産・組立、コンピューターによる機械制御、運送設備の運転など  |
| ⑨ 単純労務従事者：主に簡単な手工具の使用と単純かつ日常的で、肉体的な努力が求められる業務             |
| ⑩ 家事：専業主婦など   |
| ⑪ 軍人：義務服務中である將校及び兵士を除く、職業軍人該当                             |
| ⑫ 無職：特定な職業がない   |

## 添付書類

1. 協議離婚：協議離婚の意思確認書謄本1部。
2. 判決離婚：判決謄本及び確定証明書各1部(調停・和解成立の場合には調書謄本及び送達証明書)。
3. 外国裁判所の離婚判決による裁判上の離婚
  - 離婚判決の正本又は謄本と判決確定証明書各1部。
  - 敗訴した被告が韓国人である場合にはその被告が公示送達によらず訴訟の開始に必要な呼出又は命令の送達を受けたか又はこれを受けなかつたが訴訟に応じた事実を証明する書面1部(判決によりこの点が明確ではない場合に限る)。
  - 上記の各書類の翻訳文1部。
- \* 下記の4項は家族関係登録官署にて電算によりその内容を確認する場合にはその添付を省略します。
4. 離婚当事者其々の家族関係登録簿の家族関係証明書、婚姻関係証明書各1通。
5. 事件本人が外国人である場合。
  - 韓国式による離婚：協議離婚の場合には国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)原本  
判決離婚の場合には国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)写し
  - 外国式による離婚：離婚証書謄本及び国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)写し各1部
6. 親権者指定と関連する疎明資料
  - 協議による場合、親権者指定の協議書謄本1部。
  - 裁判所による場合、審判書正本及び確定証明書1部。
7. 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
  - ① 裁判上の離婚届出(証書謄本による離婚届を含む)
    - 届出人が出席した場合：身分証明書
    - 提出人が出席した場合：提出人の身分証明書
    - 郵便提出の場合：届出人の身分証明書の写し
  - ② 協議離婚届出
    - 届出人が出席した場合：届出人一方の身分証明書
    - 届出人の不出席、提出人の出席の場合：提出人の身分証明書及び届出人一方の身分証明書又は署名認証又は印鑑証明書(届出人の身分証明書なしに届書に届出人が署名した場合署名認証、届書に印鑑捺印した場合は印鑑証明)
    - 郵便提出の場合：届出人一方の署名認証又は印鑑証明書(届書に署名した場合に署名認証、印鑑を捺印した場合には印鑑証明書)。

[様式第1号]

出生届 ( 年 月 日 )				※ 裏面の作成方法を読んだ後に記載し、選択項目は該当番号に“○”を付けて下さい。				
① 出生者	氏名	ハングル (姓) / (名)		本 (漢字)		性別	①男	①婚姻中の出生者
	漢字	(姓) / (名)	②女				②婚姻外の出生者	
	出生日時	年 月 日	時 分(出生地 時間: 24時間制)					
	出生場所	①自宅 ②病院 ③その他						
親が決めた登録基準地								
住所	世帯主及び関係					の		
子供が重国籍者である場合、その事実及び取得した外国の国籍								
② 父母	父 氏名	(漢字: )	本(漢字)		住民登録番号	-		
	母 氏名	(漢字: )	本(漢字)		住民登録番号	-		
	父の登録基準地							
母の登録基準地								
婚姻届出の際、子供の姓・本を母の姓・本とする協議書を提出しましたか。はい□いいえ□								
③ 親子関係の不存在確認判決等による家族関係登録簿の閉鎖後、再び出生届出をする場合								
閉鎖登録簿上の特定事項		氏名		住民登録番号	-			
		登録基準地						
④ その他の事項								
⑤ 届出人	氏名	印又は署名	住民登録番号	-				
	資格	①父 ②母 ③同居親族 ④その他(資格: )						
	住所							
	電話	電子メール						
⑥ 提出人	氏名	住民登録番号	-					

\* 他人の署名又は判子を使って虚偽の届出を提出したり、虚偽の届出を行い家族関係登録簿に不実の記載をする場合は刑法に基づき5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処されます。

\* 次は国家の人口政策の樹立に必要な資料であるため、「統計法」第32条及び第33条に基づき誠実に答える義務があり、個人情報の秘密は固く守られますので事実通り記載して下さい。

出生者に関する事項								
⑦ 妊娠週数	妊娠 □□週 □□日			⑧新生児体重	□.□□□ kg			
⑨多胎であるかどうか及び出生順位	①単胎児 ②双生児 ③三つ子以上	→ 双生児のうち ①第一番目 ②第二番目			子のうち □ 番目			
出生者の父に関する事項				出生者の母に関する事項				
⑩ 国籍	①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得元の国籍: ] ③外国(国籍: )			①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得元の国籍: ] ③外国(国籍: )				
	⑪実際の生年月日				陽曆 / 陰曆 年 月 日			
	⑫最終学歴				①無学 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤大学(校) ⑥大学院以上	①無学 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤大学(校) ⑥大学院以上		
⑬ 職業	①管理者 ②専門職及び関連従事者 ③事務従事者 ④サービス業従事者 ⑤販売従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職			①管理者 ②専門職及び関連従事者 ③事務従事者 ④サービス業従事者 ⑤販売従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職				
	⑭ 実際に結婚生活を始めた日付		年 月 日より					
	⑮ 母の総出産児数		今回の子供まで計 □□名出産 ( □□名生存, □□名死亡 )					

\* 下記の事項は届出人は記載しません。

役所受付	家族関係登録官署への送付	家族関係登録官署にて受付及び処理
	住民登録番号	
	年 月 日 (印)	

## 作成方法

- ※ 登録基準地：各欄の該当者が外国人である場合はその国籍を記載します。
- ※ 住民登録番号：各欄の該当者が外国人である場合は外国人登録番号(国内居所申告番号又は出生年月日)を記載します。
- ①欄：出生者の名前に使用する漢字は大法院規則において定められている範囲内のもの(人名用漢字)とし、名前は5桁(姓は除く)を超えてはならない。使用可能な人名用漢字は大法院の電子民願センター([www.scourt.go.kr/minwon](http://www.scourt.go.kr/minwon))にて確認することができます。
- ：出生日時は24時間制で記載します。(例え：午後2時30分 → 14時30分)
- ：韓国の国民が外国で生まれた場合にはその出生した国の時間を西暦及び太陽暦で記載し、サマータイムが実施されている時に生まれたらその出生地の時間の横に“(サマータイム適用)”と表示します。
- ：子供が重国籍者である場合、その事実及び取得した国籍を記載します。
- ：出生場所の記載は最小行政区画の名称(市区の‘洞’、邑・面の‘里’)又は道路名住所の‘道路名’まで記載してかまいません。
- ②欄：父に関する事項 - 婚外の出生者を母が届出する場合は記載せず、前婚解消後100日以内に再婚した女性が再婚成立後200日以後、直前婚姻の終了後300日以内に出産して母が出生届を出す場合は父の氏名欄に“父未定”と記載します。
- ③欄：親子関係不存在確認判決、摘出否認判決等で家族関係登録簿を閉鎖した後、再び出生届を出す場合に限り記載します。
- ④欄：下記の事項及び家族関係登録簿に記録を明確にするために特に必要な事項を記載します。
- 後順位の届出義務者が出生届を出す場合：先順位者(父母)が届出できない理由
  - 出生前に胎児認知した事実及び胎児認知を届出た官署
  - 外国で出生した場合：現地の出生時間を韓国時間に直し出生日時を記載します。その現地の出生時間がサマータイムが適用された時間である場合にはそれに関する事実を記載します。
  - 外国人である父の姓に従い、外国式の名前で外国の登録官署に登載されているが韓国式の名前で出生届出する場合：外国で届出た氏名
  - 「民法」第781条第1項の但書により婚姻届出の際、母の姓・本に従うことで協議した場合にはその趣旨。
- ⑥欄：提出者(届出人であるかどうかは問わない)の氏名及び住民登録番号の記載[受付担当公務員は身分証明書で本人確認]
- ⑦～⑨出生者欄：出生者に関する事項です。
- ⑨欄：多胎児(双子以上)は実際に出生した子供の数と関係なく妊娠していた当時の胎児数に“○”表示し、多胎児のうち出生届出の対象となる各子供の出生順位が何番目であるかを記します。
- ⑩～⑯父母欄：出生当時、出生者の父母に関する事項です。
- ⑫欄：教育科学技術部長官が認める全ての正規教育機関を基準とし、各学校の在学又は中退者は最終卒業した学校の該当番号に“○”を付けます。
- ＜例え＞大学3年在学(中退)：高校に“○”表示
- ⑯欄：子供が出生した当時の親の主な職業を基準として表示します。
- [1] 管理者：政府、企業、団体又はその内部の部署の政策と活動を企画、指揮及び調整(公共及び企業の管理職等)  
[2] 専門職及び関連従事者：専門知識を活用した技術的な業務(科学、医療、教育、宗教、法律、金融、芸術、スポーツなど)  
[3] 事務従事者：管理者、専門家及び関連従事者を補助して業務を推進(経営、保険、監事、相談、案内、統計など)  
[4] サービス従事者：公共安全、身辺りの保護、医療補助、理容・美容、婚礼、葬式、運送、休暇、調理と関連する業務  
[5] 販売従事者：営業活動を通じて商品とサービス販売(インターネット、お店、公共場所等)、商品の広告・広報など  
[6] 農林漁業熟練従事者：作物の栽培・収穫、動物の繁殖・飼育、山林の耕作及び開発、水生動・植物繁殖及び養殖など  
[7] 機能員及び機能従事者：鉱業、製造業、建設業で手と手工具を使って機械設置及び整備、製品加工  
[8] 装置・機械操作及び組立従事者：機械を操作して製品生産・組立、コンピューターによる機械制御、運送装備の運転など  
[9] 単純労務従事者：主に簡単な手工具の使用と単純かつ日常的で、肉体的な努力が求められる業務  
[11] 家事：専業主婦など [12] 軍人：義務服務中である將校及び兵士を除く、職業軍人該当 [13] 無職：特定な職業がない
- ⑯欄：母の総出産児数 - 届上の子供を含め計何人の子供を出産し、そのうちの生存児と死亡児の数を記載し、母が再婚である場合は以前の婚姻において産んだ子供までも含めます。

## 添付書類

1. 出生証明書1通(下記のうち、一つ)。
  - 医者と助産者が作成したもの。
  - 出生者が病院など医療機関ではない所で生まれた場合は出生事実を知っている者が作成したもの(この出生証明書の様式は家族関係登録例規第283号において定める)。
  - 外国の官公署が作成した出生届受理証明書(又は出生証明書)と翻訳文。
- ※ 下記の2項及び3項は家族関係登録官署において電算でその内容を確認できる場合は登録事項別証明書の添付を省略します。
2. 出生者の父又は母の婚姻関係証明書1通。
  - 父が婚外の子供の出生届出をする場合には必ず母の婚姻関係証明書を添付すること。
  - 出生者の母の家族関係登録簿がなかったり登録されているかどうか定かでない人の場合はその母が人妻(有夫女)ではないことを公証する書面又は2人以上の証人による保証書。
3. 子供の出生当時、母が韓国人であることを証明する書面(例え：母の基本証明書)1通(1998. 6. 14.以降に外国人の父と韓国人の母の間で出生した子供の出生届出をする場合)。
4. 子供の出生当時に大韓民国の国民である父又は母の家族関係登録簿がなかったり明確ではない人の場合には父又は母に関する氏名、出生年月日など人的事項を記した韓国の官公署が発行した公文書写し1通(例：パスポート、住民登録謄本、その他の証明書)。
5. 子供が重国籍者である場合、取得した国籍を疎明する資料1通。
6. 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
  - 届出人が出席した場合：身分証明書
  - 提出人が出席した場合：届出人の身分証明書の写し及び提出人の身分証明書
  - 郵便提出の場合：届出人の身分証明書の写し

# 死 亡 申 告 書

( 年 月 日 )

\* 裏面の作成方法を読んで記入し、選択項目は該当番号に  
“○”で表示して下さい

① 死 亡 者	姓名	ハングル 漢字	性 別 ①男 ②女	住民登録番号	-
	登録基準地				
	住所			世帯主・関係	の
	死亡日時	年 月 日 時 分(死亡地 時刻: 24時刻制で記入)			
	死亡場所	場所 区分	市(道) 区(郡) ①住宅内 ②医療機関 ③社会福祉施設(養老院, 孤児院 等) ④公共施設(学校, 運動場 等) ⑤道路 ⑥商業, サービス施設(商店, ホテル等) ⑦産業場 ⑧農場(田畠, 畜舎, 養殖場等) ⑨病院に移送中死亡 ⑩その他( )	洞(邑, 面) 里 番地	
②その他事項					
③ 申 告 人	姓名	印 又は 署名	住民登録番号	-	
	資格	①同居親族 ②非同居親族 ③同居者 ④その他(資格: )	関係, 資格		
	住所		電話	Eメール	
④提出人	姓 名	住民登録番号	-		

\* 下記は国家の人口政策樹立に必要な資料として「統計法」第32条および第33条によって忠実に答える義務があり個人の秘密事項はどこまでも保護されるので事実通りに記入して下さい。

⑤ 死 亡 原 因	□ 直接 死因	⇒	発病から 死亡まで の期間	
	□ の原因	⇒		
	□ の原因	⇒		
	□ の原因	⇒		
	その他の身体状況	診断者		
⑥ 死亡の種類		① 病死 ② 外因死(事故死等) ③ その他及び不詳( )		
⑦ 外 因 死 事 項	事故の種類	① 運輸(交通) ② 中毒 ③ 塌落 ④ 溺死 ⑤ 火災 ⑥ その他( )	意図性の有無	① 非意図的事故 ② 自殺 ③ 他殺 ④ 未詳
	事故日時	① 現住所地と同じ市郡区 ② 他の市郡区( 市道, 市郡区) ③ その他( )		
	事故の地域	① 住宅 ② 医療機関 ③ 社会福祉施設(養老院, 孤児院 等) ④ 公共施設(学校, 運動場 等) ⑤ 道路 ⑥ 商業, サービス施設(商店, ホテル等) ⑦ 産業場 ⑧ 農場(田畠, 畜舎, 養殖場等) ⑨ その他( )		
	事故の場所			
⑧ 死 亡 者	国籍	①韓国人 ②帰化した韓国人(以前の国籍: )		
	最終卒業学校	①無学 ②小学校 ③中学校 ④高校 ⑤大学 ⑥大学院以上		
	発病(事故)当時の職業		婚姻状態 ①未婚 ②配偶者あり ③離婚 ④死別	

\* 下の事項は申告人が記入しません。

邑面洞受付	家族関係登録官庁 送付	家族関係登録官庁 受付 および 処理
	年 月 日(印)	

## 作成方法

\* 死亡申告書は1部を作成提出しなければなりません。

① 死亡者	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録基準地：該当者が外国人の場合にはその国籍を記入します。</li> <li>住民登録番号：該当者が外国人の場合には外国人登録番号(国内居所申告番号または、出生年月日)を記入します。</li> <li>死亡日時：&lt;例示&gt; 午後 2時 30分(X)→ 14時 30分(O), 夜 12時 30分(X)→ 翌日 0時 30分(O) -韓国の国民が外国で死亡した場合、現地死亡時刻を西暦および太陽暦で記入しますが、サマータイム実施期間中に死亡した場合、死亡時刻の横に“(サマータイム適用)”と表示します。</li> <li>死亡場所の区分:①住宅は死亡場所が死亡者の家や両親・親戚などの家で死亡した場合を含む。②その他は例示の他に飛行機、船舶、汽車などその他の場所に該当する場合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書(死体検案書)の未添付時その理由など、家族関係登録簿に記録を明確にするために必要な事項を記入します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格欄には該当項目に“○”を表示し、④その他は死亡場所を管理する者などが含まれます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出者(申告人かどうかは不問)の姓名および住民登録番号を記入します。[受付担当公務員は身分証と対照]</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書(死体検案書)に記載されたすべての死亡原因およびその他の身体状況内容を同一に記入します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書(死体検案書)に記載された“死亡の種類”を参考に記入し、②外因死は病気以外の原因すなわち、事故死などで死亡した場合に該当し、③その他および不詳の場合にはその内容を具体的に記入します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故死などで死亡した場合には死亡診断書の記載事項と同一に記入し記載された事項がない場合、事故の種類、事故発生地域および場所を記入します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡者の最終卒業学校は教育科学技術部長官が認めるすべての正規機関を基準として記入し、各学校の在学(中退)者は卒業した最終学校の該当番号に“○”表示をします。 &lt;例示&gt;大学3年中退→ ④高校に○表示</li> <li>死亡者の“発病(事故)当時の職業は死亡の原因になる病気または、事故が発生した時の職業を具体的に記入します。 &lt;例示&gt;会社員(×) → ○○会社営業部販売促進社員(○)</li> </ul>

## 添附書類

<ol style="list-style-type: none"> <li>死亡者に対する診断書や検案書1部。</li> <li>死亡の事実を証明できる書面(診断書や検案書を添付できない時):下記の中の1部。           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 死亡証明書(洞・里・統長または、隣人 2人以上が作成した死亡証明書):証明人が隣人(2人以上)の場合には証明人の印鑑証明書、住民登録証写本、運転免許証写本、パスポート写本、公務員証写本の中の1部を添付しなければならず、証明人が洞・里・統長である時には、1名の証明で充分で原則的に洞・里・統長であることを証明する書面添付。</li> <li>- 官公庁の死亡証明書または、埋葬認許証。</li> <li>- 死亡申告受理証明書(外国官公庁で死亡申告した場合)。</li> </ul> </li> </ol> <p>* 下記の3項は家族関係登録官庁で電算システムでその内容を確認できる場合、添付を省略します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>死亡者の家族関係登録簿の基本証明書1通</li> <li>身分確認[家族関係登録例規第23号による]           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 申告人が出向く場合:身分証明書</li> <li>- 提出人が出向く場合:提出人の身分証明書写本及び提出人の身分証明書</li> <li>- 郵便提出の場合:申告人の身分証明書写本</li> </ul> </li> </ol>
--

※財産相続の限定承認、放棄の案内	* この案内は死亡申告書とは関係がない内容です。 詳しい内容は家庭裁判所または、地方裁判所嘆願室に問い合わせして下さい。
	<ol style="list-style-type: none"> <li>意義: 限定承認-相続人が相続で得た財産の限度で相続を承認すること。 : 放棄 - 相続財産に属するすべての権利義務の継承を放棄すること。</li> <li>方式: 限定承認- 相続財産の目録を添付して家庭裁判所に申告します。 : 放棄 - 家庭裁判所に放棄の申告をします。</li> <li>申告期間: 相続の開始があるということを知った日から3ヶ月以内(民法第1019条第1項) : 相続人は相続債務が相続財産を超過する事實を重大な過失なしで相続の開始があるということを知った日から3ヶ月以内に知らずに単純承認(民法第1026条第1号および第2号により単純承認したと見る場合を含む)をした場合には、その事實を知った日から3ヶ月以内に限定承認ができる。</li> <li>管轄: 相続開始地[被相続人の(最後)住所地]管轄裁判所</li> </ol>

[別紙 第1号書式] <改正 2010.6.3>

## 家族関係証明書

登録基準地					
-------	--	--	--	--	--

区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本貫
本人					

家族事項					
------	--	--	--	--	--

区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本貫
父					
母					

配偶者					
-----	--	--	--	--	--

子女					

上記の家族関係証明書は家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。

年 月 日

○○市(邑・面)長 ○ ○ ○

職印

[別紙 第5号書式]

## 基本 証 明 書

登録基準地					
区分		詳 細 内 容			
作成		[家族関係登録簿 作成日] [作成理由]			
変更		[変更日] [以前の登録基準地] [処理官庁]			
区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本貫
本人					

一般登録事項					
区分		詳 細 内 容			
出生		[出生場所] [申告日] [申告人]			
国籍回復		[国籍回復許可日] [国籍回復前の国籍] [申告日] [申告人] [送付日] [送付者]			
改名		[改名許可日] [許可裁判所] [申告日] [申告人] [改名前の名前] [改名後の名前]			
訂正		[職権訂正書作成日] [訂正日] [訂正前の住民登録番号] [訂正後の住民登録番号] [処理官庁]			

上記の基本証明書は家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。

年      月      日

○○市(邑・面)長      ○ ○ ○

職印

[別紙 第2号書式]

## 婚姻關係證明書

登録基準地	
-------	--

区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本貫
本人					

婚姻事項					
区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本貫
本人					

区分	詳細 内 容
婚姻	[申告日] [配偶者]
離婚	[協議離婚申告日] [配偶者]
婚姻	[申告日] [配偶者] [配偶者の 住民登録番号] [処理官庁]

上記の婚姻關係證明書は家族關係登録簿の記録事項と相違ない事を証明します。

年 月 日

○○市(邑・面)長 ○ ○ ○

職印

# 滯在地変更申告書

## Report on alteration of residence

姓 Surname	漢字 Chinese character		性別 Sex	男 M
名 Given names				女 F
生年月日 Date of birth		韓国 Nationality		
前滞在地 Former address				
新滞在地 New address	電話番号 Tel			
外国人登録番号 Registration NO.			登録日 Date of registration	
同伴者 Dependents in Korea	姓名 Name in full			
	生年月日 Date of birth			
	性別 Sex			
	関係 Relation			
	登録番号 Registration No.			
	備考 Remarks			
申告日 Date of report	申告者姓名 Signature of applicant			
上記の通り 滞在地の変更申告をしたことを証明します。 I hereby certify that the report on alteration of residence has made as above.				
年 月 日 Date				
順天市長				

210mm × 297mm(印刷用紙(特級)54g/m<sup>2</sup>)

## 委任状

委任する者	姓名		外国人登録番号	-
	住所・電話番号		(☎)	
代理人 (委任された者)	姓名		住民(外国人)登録番号	-
	住所・電話番号		(☎)	
委任する者と代理人の関係				
使用用途				
委任する内容	<input type="checkbox"/> 滞在地変更申告 <input type="checkbox"/> 国内居住地移転申告			

出入国管理法施行規則第75条および公共機関の個人情報保護に関する法律第10条の規定により、上記の通り証明書申請および発給に関する権利と義務を代理人に委任します。

年       月       日

委任する者

(署名または印)

順天市長

### 留意事項および添付書類

1. 私文書偽造、またはその他不正な方法で公共機関から処理情報を閲覧、または提供を受けた者は2年以下の懲役、または700万ウォン以下の罰金に処されます。
2. 添付書類
  - ① 配偶者が外国人の場合、委任する者の身分証(外国人登録証)、婚姻関係証明書
  - ② 未成年のため委任する両親と子女との家族証明が必要な場合、医療保険証または出生証明書等の家族関係立証書類提示
  - ③ 代理人の身分証を持参して提示

# 委任状

## [위임장]

### ▷ 委任する者 (위임자)

- 委任する者の姓名を記入してください。 (위임자의 이름을 기재해 주세요.)
- 委任する者の外国人登録番号を記入してください。  
(위임자의 외국인등록번호를 기재해 주세요.)
- 委任する者の住所と電話番号を記入してください。  
(위임자의 주소와 전화번호를 기재해 주세요.)

### ▷ 代理人(委任された者) 대리인(위임받은 사람)

- 代理人の姓名を記入してください。 (대리인의 이름을 기재해 주세요.)
- 代理人の住民(外国人)登録番号を記入してください。  
(대리인의 주민(외국인)등록번호를 기재해 주세요.)
- 代理人の住所と電話番号を記入してください。  
(대리인의 주소와 전화번호를 기재해 주세요.)

### ▷ 委任する者と代理人の関係 (위임자와 대리인의 관계)

- 委任する者と代理人の関係を記入してください。  
(위임자와 대리인의 관계를 기재해 주세요.)

### ▷ 使用用途 (사용용도)

- 委任状の使用用途を記入してください。  
(위임장의 사용용도를 기재해 주세요.)

### ▷ 委任する内容 (위임할 내용)

- 委任する内容を選択してください。 (위임할 내용을 선택해 주세요.)
  - 滞在地変更申告 (체류지 변경신고)
  - 国内居所移転申告 (국내거소이전신고)

❖ 出入国管理法施行規則第75条および公共機関の個人情報保護に関する法律第10条の規定により、上記の通り証明書申請および発給に関する権利と義務を代理人に委任します

(출입국관리법 시행규칙 제75조 및 공공기관의 개인정보보호에 관한 법률 제10조의 규정에 따라 위와 같이 증명원 신청 및 발급에 관한 권리와 의무를 대리인에게 위임합니다.)

- 作成日を記入してください。( 작성 일자를 기재해 주세요.)
- 委任する者の姓名を書き、署名か捺印をしてください。  
(위임하는 사람의 이름을 쓰고 서명날인하세요.)

### 留意事項および添付書類 (유의사항 및 첨부서류)

1. 私文書偽造、またはその他不正な方法で公共機関から処理情報を閲覧、または提供を受けた者は2年以下の懲役、または 700万ウォン以下の罰金に処されます。

(사문서위조 또는 기타 부정한 방법으로 공공기관으로부터 처리정보를 열람 또는 제공 받은 자는 2년 이하의 징역 또는 700만원 이하의 벌금에 처해집니다.)

#### 2. 添付書類 (첨부 서류)

- ① 配偶者が外国人の場合、委任する者の身分証(外国人登録証)、婚姻関係証明書  
(배우자가 외국인일 경우, 위임하는 사람의 신분증(외국인등록증), 혼인 관계 증명서)
- ② 未成年のため委任する両親と子女との家族証明が必要な場合、医療保険証、または出生証明書等の家族関係立証書類提示  
(미성년이어서 위임하는 부모와 자녀와의 가족증명이 필요할 경우 의료보험증 또는 출생증명서 등 가족관계 입증서류 제시)
- ③ 代理人の身分証を持参して提示 (대리인의 신분증 지참하여 제시)

[別紙書式1]

## 事実証明 発行申請書

受付日	発行番号	発行日	処理期間	即時
-----	------	-----	------	----

証明種類	[ ]出入国に関する事実証明	[ ]外国人登録事実証明
証明発行 対象者	姓名 住所	住民登録番号(外国人登録番号)

※ 出入りに関する事実証明の英文姓名の併記申請(韓国人)

: [ ]併記しない [ ]併記する

(申請人が発行対象者から委任を受けた場合、委任状を添付して下さい。)

用途	発行通数	通	提出場所
申請人	姓名		住民登録番号(外国人登録番号)
	電話番号		対象者との関係
	住所		

「出入国管理法」第88条および同法施行規則第75条の規定により出入国に関する事実証明(外国人登録事実証明)の発行を申請します。

年 月 日

申請人

(署名 又は 印)

順天市長

### 留意事項

- 事実証明の発行申請は本人か、その法定代理人または、彼らから委任を受けた者に限ります。
- 下記の場合、上の第1号の規定にこだわらず、事実証明の発行を申請できます。
  - 行方不明、死亡などで本人が意思表示できない状態にあったり明白に本人の利益のために使われることと認められる場合:  
本人の配偶者または、その直系の尊・卑族
  - 本人である外国人が完全出国した場合:本人である外国人を雇用していた者またはその代理人
  - その他に法務省長官が公益上必要だと認める者
- 本人が直接証明発行を申請する場合、申請書を作成しないで身分証だけ提示すれば良いです。
- 委任を受けた場合、申請人の身分証、委任状、委任した者の身分証(写し)を提出しなければなりません。

210mm×297mm[一般用紙(2級) 60g/m<sup>2</sup>]

## 事実証明 発行申請書に対する委任状

証明種類	<input type="checkbox"/> 出入国に関する事実証明		<input type="checkbox"/> 外国人登録事実証明	
委任する人 (発行対象者)	姓名	住民登録番号(外国人登録番号)		
	住所			
委任された 人 (申請人)	用途	発行通数	通	提出場所
	姓名	住民登録番号(外国人登録番号)		
	電話番号			
住所				

「出入国管理法」第88条および同法施行規則第75条の規定により出入国に関する事実証明(外国人登録事実証明)の発行申請および受領に関して上記の通り委任します。

年           月           日

委任された人

(署名 又は 印)

順 天 市 長

### 留意事項

1. 委任した人の身分証の写しを添付しなければなりません。
2. 委任状は作成した日から30日まで有効です。
3. 他の人の署名または、印章の盗用などで虚偽の委任状を作成して証明書を申請または受領した場合には関連法律により処罰を受けることがあります。

210mm×297mm[一般用紙(2級) 60g/m<sup>2</sup>]

## 住民登録票 閲覧 又は 登・抄本 交付 申請書

※ 裏面の留意事項を読んで作成して下さい。[ ]には該当する所に√をしてください。

(表面)

申請人 (個人)	姓名		(署名 又は印)	住民登録番号
	住所			
	対象者との関係		電話番号	
	手数料免除対象 [ ]国民基礎生活需給者 [ ]国家報勲対象者 [ ]その他の対象者( )			
申請人 (法人)	機関名		事業者登録番号	
	代表者		(署名 又は印)	代表電話番号
	所在地			
	訪問者の姓名	住民登録番号	職位	電話番号
閲覧 又は登・抄本 交付 対象者	姓名		住民登録番号	
	住所		[行政機関名 : ]	
	閲 覧	[ ]謄本事項	[ ]抄本事項	
	<p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">※ 人情報保護のために下記の謄・抄本事項中、必要な事項のみ選択して申請できます。 選択事項をチェックしない場合には“含む”と太く書かれた事項のみ表示して交付します。</p>			
	謄本 交付 [ ]通	1. 過去の住所変更事項		[ ]全て含む [ ]最近5年を含む [ ]含まない
		2. 世帯構成理由		[ ]含む [ ]含まない
		3. 世帯員の世帯主との関係		[ ]含む [ ]含まない
		4. 世帯員の転入日 / 変動日、変動理由		[ ]含む [ ]含まない
		5. 交付対象者以外の世帯員の名前		[ ]含む [ ]含まない
		6. 交付対象者以外の世帯員の住民登録番号の下番号		[ ]含む [ ]含まない
7. 同居人		[ ]含む [ ]含まない		
8. 外国人の配偶者		[ ]含む [ ]含まない		
抄本 交付 [ ]通	1. 個人の人的事項の変更内容		[ ]含む [ ]含まない	
	2. 過去の住所変更の事項		[ ]全て含む [ ]最近5年間を含む [ ]含まない	
	3. 過去の住所変更の事項の中で所帯主の姓名と所帯主との関係		[ ]含む [ ]含まない	
	4. 兵役事項		[ ]含む [ ]含まない	
用途および目的 証明資料				提出場所

「住民登録法 施行令」 第47条と 第48条に従って住民登録票の閲覧 または 謄・抄本 交付を申請します。

年 月 日

市長・郡守・区長 または 邑・面・洞長 および 出張所長様

210mm×297mm[一般用紙 60g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品)]

(裏面)

添附書類 (確認後お返し致します。)	1. 住民登録証等の身分証明書 2. 法人訪問者の場合は訪問者の社員証または、在職証明書 3. 手数料免除対象者の場合は必要な証明資料	手数料
-----------------------	---	-----

## 留意事項

- 1.本人・世帯員が本人・世帯員の住民登録票の閲覧または、謄・抄本交付を住民登録証など身分証明書の提示だけで申請する場合には「電子イメージ署名入力機」に直筆のハングル姓名で署名すれば閲覧または交付を受けることができます。
- 2.申請人は“申請内容”欄の各項目に対し“含む”、“含まない”を選択して申請することができ、選択しなかった場合には“含む”と太く表示された事項だけ表示されるように処理されます。
- 3.謄本交付を申請する時、住民登録ができる外国人配偶者の場合、8.の外国人配偶者の項目は本人や世帯員(その委任を受けた者を含む)のみ“含む”を選択できます。
- 4.抄本交付を申請する時、3.過去の住所変更事項の中の世帯主の姓名と世帯主との関係の項目は本人や世帯員(その委任を受けた者を含む)、国家や地方自治体が公務上必要とした場合にのみ“含む”を選択でき、4.兵役事項の項目は本人や世帯員(その委任を受けた者を含む)、「住民登録法」第29条第2項第5号に従う家族、国家や地方自治体が公務上必要とした場合にのみ“含む”を選択できます。
- 5.担当公務員が手数料免除対象者であることを確認するために必要な証明資料を要求する場合には、提示しなければなりません。
- 6.法人訪問者は社員証(または、在職証明書)と住民登録証などの身分証明書を共に提示しなければなりません。
- 7.本人や世帯員でない者が交付を受ける謄・抄本には記入された用途および目的が表示されるので必ず“用途および目的”を記入しなければならず、謄本を申請する場合には別途の証明資料を提出しなければなりません。
- 8.「住民登録法」第37条第5号により偽りやその他の不正な方法で他の人の住民登録票を閲覧したり、謄・抄本を交付を受けた場合には3年以下の懲役や1千万ウォン以下の罰金刑に処されることがあります。
- 9.同一の申請者が同一証明資料によって同じ目的で色々な人の住民登録票を閲覧したり謄・抄本交付を申請する場合には別紙第7号書式と別紙第8号書式を共に使って一括申請することができ、その場合、別紙第7号書式と別紙第8号書式の間には申請人の確認(割印)がなければなりません。

受付番号	受付日	閲覧・交付 日時
------	-----	----------

## 住民登録票の閲覧 または 謄・抄本の交付申請受付証

受付番号	受付日	申請人 姓名
------	-----	--------

市長・郡守・区長 または 邑・面・洞・出張所長 (職印)

\* 受付証はオンライン障害などによって直ちに処理ができない場合のみ交付します。

210mm×297mm[一般用紙 60g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品)]

[別紙 第9号書式] <改正 2010.8.9>

## 住民登録票 閲覧 又は 謄・抄本 交付 申請 委任状

※ 裏面の留意事項を読んで作成して下さい。[ ]には該当する所に√をしてください。

(表面)

委任を受けた人 (申請人)	姓名	住民登録番号	
	住所		
	電話番号	対象者との関係	
委任した人 (閲覧または 謄・抄本交付 の対象者)	姓名	住民登録番号	
	住所		
	電話番号	世帯主の姓名	
手数料免除対象 [ ]国民基礎生活需給者 [ ]国家報勲対象者 [ ]その他の対象者( )			
委任内容 (申請内容)	閲 覧	[ ]謄本事項 [ ]抄本事項	
	※ 個人情報保護のため、下記の謄・抄本事項の中の必要な事項のみ選択して申請できます。 選択事項をチェックしない場合には“含む”と太く表示された事項だけ表示して交付します。		
	謄本 交付 [ ]通	1. 過去の住所変更事項	[ ]全て含む [ ]最近5年を含む [ ]含まない
		2. 世帯構成理由	[ ]含む [ ]含まない
		3. 世帯員の世帯主との関係	[ ]含む [ ]含まない
		4. 世帯員の転入日 / 変動日、変動理由	[ ]含む [ ]含まない
		5. 交付対象者以外の世帯員の名前	[ ]含む [ ]含まない
		6. 交付対象者以外の世帯員の住民登録番号の下番号	[ ]含む [ ]含まない
		7. 同居人	[ ]含む [ ]含まない
		8. 外国人の配偶者	[ ]含む [ ]含まない
抄本 交付 [ ]通	1. 個人の人的事項の変更内容	[ ]含む [ ]含まない	
	2. 過去の住所変更の事項	[ ]全て含む [ ]最近5年間を含む [ ]含まない	
	3. 過去の住所変更の事項の中で所帯主の姓名と所帯主との関係	[ ]含む [ ]含まない	
	4. 兵役事項	[ ]含む [ ]含まない	
用途および目的			

「住民登録法」第29条第2項に従って住民登録票の閲覧または、謄・抄本の交付申請を上記のように委任します。

年 月 日

委任した人

(署名 又は印)

市長・郡守・区長 または 邑・面・洞長 および 出張所長様

添附書類 (確認後お返し致します。)	1. 申請人(委任を受けた人)の住民登録証等の身分証明書	手数料
	2. 委任した人の住民登録証などの身分証明書(担当公務員が委任状の真偽を確認するために要請した場合)	
	3. 委任した人が手数料免除対象者の場合は必要な証明資料	

210mm×297mm[一般用紙 60g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品)]

## 留意事項

1. 他の人の署名または、印鑑などを偽造したり不正に使用するなどの方法で偽りの委任状を作成して申請する場合には「刑法」により処罰を受けることになります。
2. 申請人は“申請内容”欄の各項目に対し“含む”、“含まない”を選択して申請することができ、選択しなかった場合には“含む”と太く表示された事項だけ表示されるように処理されます。
3. この委任状により住民登録票の閲覧または、謄・抄本交付を申請する場合には、委任した人の姓名、住民登録番号、世帯主の姓名および住所を正確に記入しなければならず、記入事項が正確でない場合、補完を要請することができます。
4. 委任した人は“署名または、印”の欄に署名をするか印鑑を捺印しなければならず押印は使用できません。署名をする場合には直筆姓名(ハングル)を記入なければならず、通常のサイン(外国语、特殊文字など)や漢文などは使用できません。
5. 担当公務員が委任状の真偽を確認するために委任した人の住民登録証など身分証明書と手数料免除対象の確認証明資料を要求する場合には提示しなければなりません。

210mm×297mm[一般用紙 60g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品)]

**国内居所移転申告書**  
REPORT ON ALTERATION OF DOMESTIC RESIDENCE

姓 名	Surname Given Names		漢字		性別 Sex	男 M 女 F
生年月日 Date of Birth						国籍 Nationality
前居所 Former Residence in Korea						
新居所 New Residence in Korea		電話番号 Tel. No.				
<b>同伴家族 Dependents</b>						
關係 Relation	姓 名 Name		国内居所申告番号 Report No.			備 考 Remarks

在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第6条の規定によって上記のように国内居所移転を申告します。

I hereby report my domestic residence as above in accordance with Article 6 of the Act on Exit & Entry and Legal Status of Overseas Koreans

申告日  
Date of Report

申告人  
Reporter

署名  
Signature

○○出入国管理事務所長様  
TO : CHEF, ○○ IMMIGRATION OFFICE

<b>共用欄 For official use only</b>				
備 考	受付日		決 裁	
	原簿記載 日 付		局長	
	処理課		課長	
		担当		

210mm×297mm  
新聞用紙(特級) 54g/m<sup>2</sup>

[別紙 第10号書式]

住民登録申告書							
※ 下の留意事項を読んで記入してください。							
世 帯 主	姓 名		(署名 又は印)		住民登録の理由		
	住民登録番号		-		申 告 人	姓 名	(署名 又は印)
	住 所					住民登録番号	-
	電話番号					世帯主との 関係	
登録する人の人的事項							
世帯主 と の 関 係	番 号	姓 名	性別	生年月日	兵 役 事 項		
			男 女				
			男 女				
			男 女				
※ 下記の事項は申請人は、記入しません。							
申告処理 事 項	受付人	住民登録票 処理			登録基準地の通報		
					印	印	
委 任 状	'住民登録法' 第11条第1項の但書および同法の施行令第19条に従って住民登録申告を上の申告人に委任します。 年      月      日			委任した人(世帯主)		(署名 又は印)	

住民登録 申告確認書				
受付番号 第 号				
申 告 人	姓 名		世 帯 主	
	住 所			
申告日	年      月      日			
上記の通り住民登録申告書を受け付けました。				
年      月      日				
邑・面・洞長 ㊞				

※ 留意事項

- "申告人"の欄に申告人は印鑑の代りに署名をしてもかまいません。世帯主の姓名欄に世帯主の確認(世帯主の署名または捺印)を受けなければなりません。世帯主の委任を受けて申告する世帯主の配偶者や直系血族は委任状欄に世帯主の委任を受けて、世帯主の住民登録証などの身分証明書と共に提示しなければなりません。  
(※偽りの委任状を作成した場合には「刑法」により処罰を受けることになります)
- 17歳以上の人人が新規登録をする場合には家族関係記録事項に関する証明書の確認および身元調査が完了した後に住民登録証が発給されます。
- 家族関係登録簿がない人が新規登録をする場合には登録申告受付後"住民登録申告確認書"を受けて登録手続きを踏まなければなりません。
- 二重国籍者が新規登録をする場合には国民処遇者であることを証明しなければなりません。
- 家族関係登録簿の未確認者には住民登録票の謄・抄本が交付されません。
- 住民登録申告が事実かどうかは統長・里長を通じて事後確認され、偽って申告した場合には3年以下の懲役または、1千万ウォン以下の罰金刑を受けることになります('住民登録法' 第37条)。

210mm × 297mm [新聞用紙 54g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品)]

# 住民登録証【紛失申告書】撤回申請書

受付番号	受付日	
申告(撤回)人	姓名	紛失者との 関係
	住民登録番号	電話番号
	住所	
紛失者	姓名(ハングル)	姓名(漢字)
	住民登録番号	電話番号
	住所	
申告(撤回) 内容	紛失日	場所
	紛失(撤回)理由	
住民登録証の拾得		
年      月      日		

上記のように住民登録証の紛失を申告(紛失申告を撤回)します。

年      月      日

申告(撤回)人

(署名 または印)

添附書類		手数料
		なし
留意事項		

1. この申告書は住民登録証紛失申告をしようとする時にだけ使用し、住民登録証の再発行を受けようとするならば“住民登録証再発給申請書”を作成して下さい。
2. 紛失申告をした方は住民登録証の真偽確認ARS(局番なし“1382”)を利用して申告事項の処理をしたかどうかを確認することができます。
3. 紛失者が直接申告する時には‘申告(撤回)人’欄は記入せず、“住民登録証の拾得”欄は担当公務員が記入する欄で申告人は記入しません。
4. 紛失した住民登録証を取り戻した時には邑・面役場または、洞住民センターに撤回申告をして下さい。

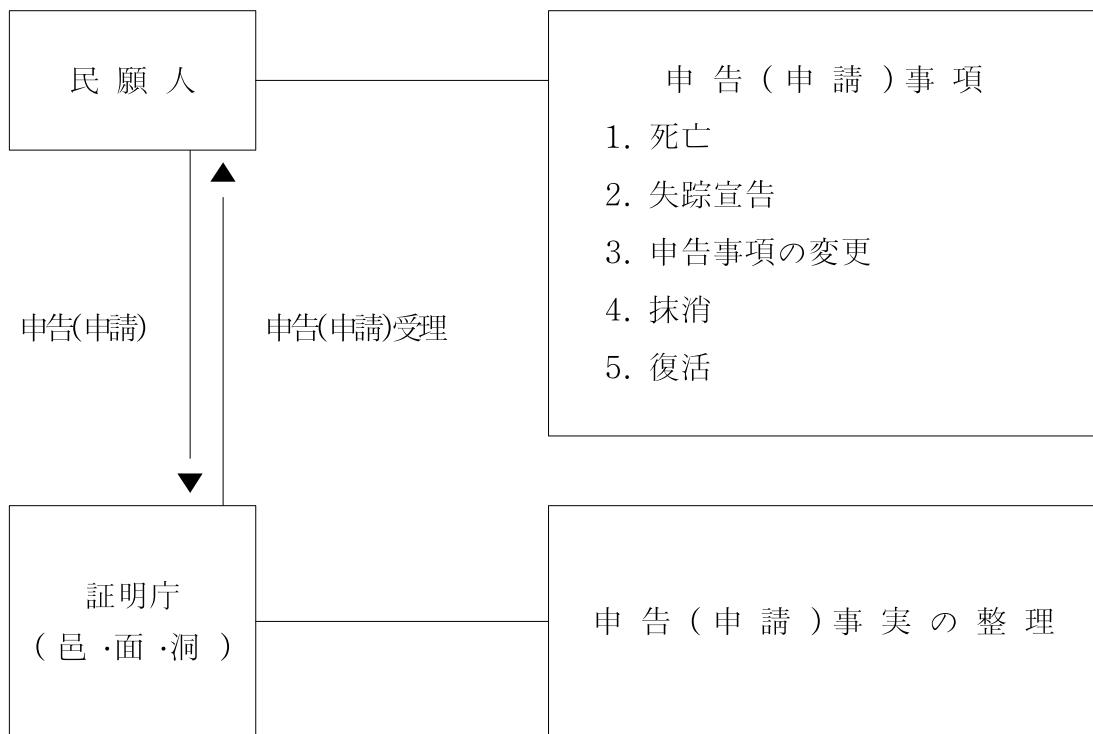
印鑑	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 失踪宣言 <input type="checkbox"/> 申告事項の変更 <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 復活				申告(申請)書	処理期間
						即時
<b>* <input type="checkbox"/>中に表示します。</b>						
対象者	姓名(漢字)	( )	住民登録番号		印鑑	(印)
	国内住所地					
	国外住所地					
	国籍					
申告(申請)事項						
書面申告理由						
立証資料(別添)						
法定代理人同意	姓名		印鑑	(印)	住民登録番号	
	住所				関係	
上記の事実を確認します。  在外公館(領事館) 確認						
	年              月              日			在外公館(領事館)              署名		
備考						
印鑑証明法 第8条(第9条、第11条)および「印鑑証明法施行令」第11条(第12条)によって印鑑(死亡・失踪宣言・申告事項の変更・抹消・復活)申告(申請)します。						手数料     なし
年              月              日						
申告(申請)人              (署名 または 印) 住 所 (住民登録番号 :              )						
代理 人 ○○○ (署名 または 印) 住 所 (住民登録番号 :              ) 関 係						
○○ 市・区・邑・面・洞長様						

210mm×297mm(新聞用紙 54g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品))

※ 留意事項

1. 証明庁(邑,面,洞事務所)を訪問する代理人は必ず身分証を提示しなければなりません。
2. 死亡または、失踪宣告を申告する時には相続人が申告書を提出しなければなりません。ただし、相続人が所管の証明庁を訪問できない場合には委任して提出できます。
3. 住民登録番号欄に在外国民の場合にはパスポート番号、外国人の場合には外国人登録番号、国内居所申告者の場合には国内居所申告番号を記入しなければなりません。
4. 印鑑申告書を提出しようとする場合には該当事項欄に☑チェックをしてから提出します。

※ この申告(申請)書は次の通り処理されます。



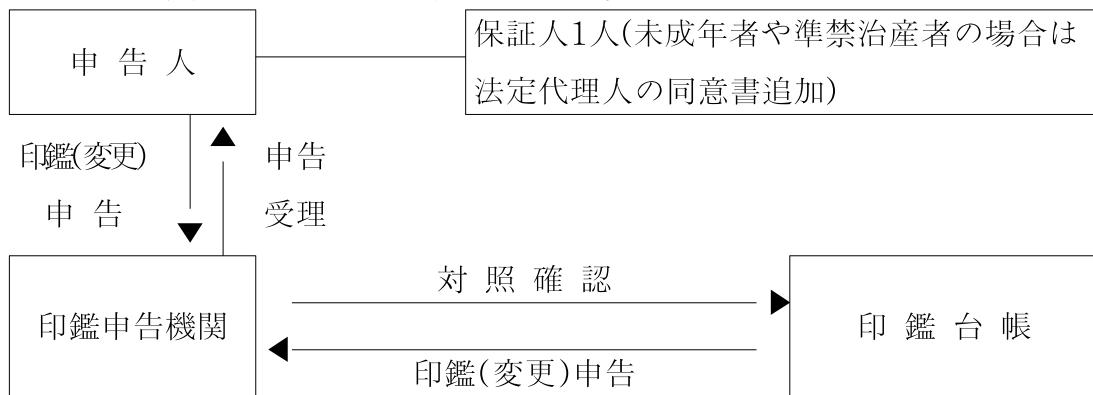
印鑑(変更)申告書[書面申告用]						処理期間 即時						
申告人	姓名(漢字)	( )	住民登録番号		国籍							
	国内住所地				申告印鑑							
	国外住所地				保存用	印鑑紙貼付						
	書名申告理由											
	立証資料(添付)											
保証人	姓 名		住民登録番号 (生年月日)		申告者と の関係							
	印 鑑	(印)										
	国内住所地											
国外住所地												
法定 代理 人 同意	姓 名		住民登録番号 (生年月日)		申告者と の関係							
	印 鑑	(印)										
	国内住所地											
国外住所地												
在外公館 (領事館) 確認	上記の申告人の印鑑		<input type="checkbox"/> 書面申告(変更)	事実を確認します。								
			<input type="checkbox"/> 法定代理人の 同意									
年 月 日												
在外公館(領事館) (署名)												
「印鑑証明法」第3条および第7条(第13条)の規定によって上記 の通り保証人(法定代理人)と連署して書面申告します。												
年 月 日												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">申告</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更</td> <td style="text-align: center;">600ウォン</td> </tr> </table>							手数料		申告	なし	変更	600ウォン
手数料												
申告	なし											
変更	600ウォン											
申告人 (署名 または 印) 代理人 (署名 または 印) 住民登録番号 : 住 所 :												
○○ 市・区・邑・面・洞 長様												

210mm×297mm(新聞用紙 54g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品))

## ※ 留意事項

1. この書式は印鑑を初めて申告したり、すでに申告した者が印鑑申告機関に本人が直接訪問できない場合に本人が証明庁(邑,面,洞事務所)を訪問しないで書面によって印鑑申告または、印鑑変更申告をする時使います。
2. 保証人は、印鑑を申告している成年者でなければならず、使用印鑑は必ず申告された印鑑でなければなりません。この場合証明庁を訪問する代理人は本人の身分証を提示しなければならず、また、保証人の印鑑は証明庁が電算情報処理組織によって確認をするので、この確認が難しい場合、その印鑑提出を要求できます。
3. 保証人は申告人の真意かどうかを確認して保証しなければなりません。
4. 申告人の印鑑申告は申告印鑑の保存用欄に捺印して、“印鑑紙1枚”を添付しなければなりません。ただし、印鑑印を同封した時には印鑑紙を省略できます。
5. 関係公務員は印鑑台帳の所定印鑑欄に印鑑紙を添付した後、印鑑台帳と印鑑紙の重なる部分に職印で割印をしなければなりません。
6. 在外国民の場合には申告人の国籍欄に本籍を記入して在外公館(領事館)を経由(確認)した後、提出しなければなりません。
7. 申告理由欄には申告者が訪問できない理由を記入し、その事実を証明できる書類と一緒に提出しなければなりません。この場合、提出する書類の有効期間はその理由確認日から3ヶ月(在外公館の確認は確認日から6ヶ月)です。
8. 在外国民の場合にはパスポート番号、外国人の場合には外国人登録番号、国内居所申告者の場合には国内居所申告番号を住民登録番号欄に記入して、住民登録番号はその下の余白を利用して( )の中に表記します。
9. 在外公館経由時は該当事項欄に□チェックをします。

※ この申告書は次の通り処理されます。



<input type="checkbox"/> 印鑑保護申請 <input type="checkbox"/> 印鑑保護解除申請						処理期間
						即時
申請人	姓 名 (漢字)	( )	住民登録 番号		国籍	
	国内住所地					右手の捺印
	国外住所地					
	印鑑保護 (保護解除) 申請理由					
法定 代理人 同 意	姓 名		住民登録 番号		申告者 との 関係	
	印 鑑	(印)				
	国内住所地					
	国外住所地					
在外公館(領事館) 收監機関 確 認	<input type="checkbox"/> 印鑑保護申請 上の申告人の <input type="checkbox"/> 印鑑保護解除申請の事実を確認します。 <input type="checkbox"/> 法定代表人の同意 年 月 日					
	<input type="checkbox"/> 在外公館(領事館) (署名) <input type="checkbox"/> 收監機関(機関長) (職印)					
	「印鑑証明法施行令」第7条の2により上記の通り印鑑保護または、印鑑保護解除を申請します。					
	年 月 日 手数料 なし					
申請人 (署名 または 印) 代理人 (署名 または 印) 住民登録番号： 住 所：						
○○ 市・区・邑・面・洞 長様						

210mm×297mm(新聞用紙 54g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品))

※ 留意事項

1. 在外国民または、海外居住(滞在)者または、服役者の印鑑保護(保護解除)申請をするために証明庁(邑,面,洞事務所)を訪問する代理人は必ず住民登録証などを提示しなければなりません。
2. 在外国民の場合にはパスポート番号(生年月日),外国人の場合には外国人登録番号、国内居所申告者の場合には国内居所申告番号を住民登録番号欄に記入します。
3. 印鑑保護(保護解除)申請は本人の印鑑を保護(保護解除)するために印鑑証明の発行対象を本人または、本人が指定する対象に制限したり、オンライン発行などを禁止させることができる制度です。希望する内容を下の例のように印鑑保護(保護解除)申請理由欄に記入して提出してください。

[記入例]

- ① 本人以外の発行禁止
  - ② 本人、妻(○○○:住民登録番号)以外の発行禁止
  - ③ 本人、妻(○○○:住民登録番号)、母(○○○:住民登録番号)以外の発行禁止
  - ④ 他の邑・面・洞での発行禁止(オンライン発行禁止)
  - ⑤ その他に印鑑保護や印鑑の保護解除に必要な内容
4. 右手の拇指の捺印が困難な場合には、左手の拇指を捺印し、拇指は鮮明できれいに捺印しなければなりません。
  5. 印鑑保護(保護解除)申請は全国のすべての市・郡・区役所および邑・面・洞役場にできます。ただし、在外国民または、海外居住(滞在)者の場合には在外公館長の確認、服役者または、収監者は教導所長などの確認を受けて提出しなければなりません。
  6. 印鑑の保護申請や保護解除申請をしようとする場合には該当事項欄にチェックをしてから提出します。この場合、未成年者である時には法定代理人欄にチェックをしなければなりません。
  7. 在外公館または、収監機関の該当事項欄にチェックをします。

<input type="checkbox"/> 印鑑証明 委任状 または 法定代理人 同意書 <input type="checkbox"/> 在外公館(領事館) 及び 稅務署 確認書				
委任状	委任を受けた者	ハングル (漢字)( )	住民登録番号	
	住所	発行通数		
	使用用途	委任理由	関係	
	本人の印鑑証明書の発行を上記の人に委任します。			
	年 月 日			
	委任者:	印	(住民登録番号	- )
	住所 :			
法定代理人同意	(姓名: )に対する証明書の発行を同意します。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発行通数</span>			
	年 月 日			
	法定代理人:	(住民登録番号		- )
	関係 :			
住所 :	印鑑			
在外公館長確認	上記の委任事実を確認します。			
	年 月 日			
	在外公館(領事館)			(署名)
税務署長確認	不動産の種類			
	不動産所在地			
	上記の事項に対して確認します。			
	年 月 日			

(印)

**※留意事項**

- 委任状または、法定代理人の同意書には作成年月日を記入して、有効期間は委任または、同意日から起算して6ヶ月です。
- 2部以上の印鑑証明書の発行を受けようとする場合には委任状または、同意書の発給通数欄に記入して申請しなければなりません。
- 在外国民や国内居所申告者の証明発行を委任し申請する場合には在外公館の確認を受けなければなりません。その場合、在外国民の不動産権利移転容認の場合には不動産の種類と所在地を記入して所管の証明庁(邑,面,洞事務所)の所在地または、不動産所在地を管轄する税務署長の確認を受けなければなりません。
- 未成年者または、準禁治産者の印鑑証明の委任発行を受けようとする場合には委任状と法定代理人の同意書をすべて作成しなければなりません。
- 住民登録抹消者は委任を受けることはできず、被委任者(委任者)が提出する身分証は[住民登録証、自動車運転免許証、パスポート、障害者登録証(住民登録番号および住所が記載されていない障害者登録証を除く)]の中から一つを選択して提出します。
- 他の人の印章や署名を偽造または、不正使用した者(例:死亡した者の委任状を虚偽で作成して印鑑証明書を申請したり発行を受けた者など)は「刑法」第231条ないし第240条の規定によって処罰を受けることになります。
- 代理発行を受けようとする者は本人の印章を捺印して申請しなければなりません。

210mm×297mm(新聞用紙 54g/m<sup>2</sup>(リサイクル用品))

[別紙第11号書式]

家族関係登録簿などの証明書交付の申込書							
申込対象	□対象者	氏名	(漢字: )				
		登録基準地	-				
		住民登録番号	※ 裏面の作成方法5に該当する場合、登録基準地の記載なく住民登録番号で申込できます。				
申込内容	1. 登録事項別の証明書①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 2. 一部事項証明書 ①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 3. 申告書類記載事項証明…( )件 4. 受理・不受理の証明…( )件 5. 閲覧(申告書類) ____年____月____日受付 _____申告 6. 従来の「戸籍法」による除籍: 本籍 _____ 戸主: _____ 対象者: _____ の 除籍謄本…( )通, 除籍抄本…( )通, 除籍簿閲覧…( )件						
	住民登録番号(後6桁の数字の)公開申込有無	□公開申込	□ 公開申込事由	1. 申込対象者の住民登録番号を正確に記載した場合。 2. 申込人が申込対象者本人又は本人の父母、養父母、配偶者、子供及びその代理人である場合。 3. 家族関係登録官署の出席申込人が裁判上、必要性を疎明する場合。 4. 公務員などが公的な目的であることを疎明した場合。			
	* 手数料	① 登録事項別の証明書(一部事項証明書を含む)又は除籍謄本1通あたり1,000ウォン、除籍抄本1通あたり500ウォン ② 申告書類の閲覧・証明(申告書類記載事項証明、受理・不受理の証明など)、除籍簿の閲覧1件あたり200ウォン					
	請求事由						
	疎明資料						
	申込人	氏名	印(署名)	住民登録番号	-	申込人資格	の
		住所				携帯電話番号	
受付番号	20 年 月 日 ○○市(区)・邑・面長 様						
——切り取り線——							
受 付 証							
受付日付: 20 . . .				申込人の氏名:			
受付番号:				納付手数料:			
閲覧・交付予定時間:				○○市(区)・邑・面長 様			
※ 法第117条第3号: 第14条第1項・第2項及び第42条に違反して嘘、その他の不正な方法により他人の申告書類を閲覧したり、申告書類に記載されている事項又は登録簿などの記録事項に関する証明書の交付を受けた者は3年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処されます。法第11条第6項に違反して発給対象でない人に故意をもって発給した人も同じ処罰を受けます。 ※ 発給官署が“市”である場合は“区”が設置されてない市を指します。							

## 作成方法

(裏面)

- ※ 共同相続のように申込対象が数人である場合は申込対象欄に“別紙と同様”と記載した後、別紙書式を利用して記載することができ、この場合、申込書と別紙に契印をしなければなりません。
  - ※ 申込書を作成する場合には対象者の氏名と登録基準地を正確に記載しなければなりません。但、本人、配偶者、直系血族とその代理人の場合と下記5の場合は対象者の氏名と住民登録番号でも請求することができますが、郵便で請求するときは登録基準地を必ず記載しなければなりません。
  - ※ 家族関係登録簿に記録されている事項全てを確認しようとする場合には‘登録事項別証明書’、その一部のみを確認しようとする場合には‘一部事項証明書’交付を申込まなければならない。
1. 本人が請求する場合は申込書を作成しなくてもいいが、本人などの代理人が委任を受け請求する場合には申込書に本人などの署名又は捺印した委任状と身分証明書(住民登録証、運転免許証、パスポート、公務員証、外国人登録証、国内居所申告証、住民登録番号及び住所が記載された障害者登録証など)の写しを提出しなければなりません。但し下記の各項に該当する疎明資料を提出する場合は、本人でない場合も本人などの委任なしで証明書の交付を申込むことができます。
- ① 国家、地方自治団体、公共機関が職務上、必要及び法令上の根拠に基づいて文書で申込みする場合。
  - ② 訴訟、非訟、民事執行、保全などの各手続きにおいて必要な場合。
  - ③ 他の法令により本人などに関する証明書の提出を求められる場合。
  - ④ 民法上の法定代理人（後見人、遺言執行者、相続財産管理人、不在者財産管理人）
  - ⑤ 債権・債務など、財産権の相続と関連して相続人の範囲を確認するための場合。
  - ⑥ 保険金又は年金の受給権者を決めるために必要なとき。
  - ⑦ 「公益事業のための土地などの取得及び補償に関する法律」により土地などの所有者の相続人を確認する必要がある場合。
- ※請求事由欄及び申込人の資格欄は具体的に下記の例のように記載し、申込人欄の記載をしなかったり、請求事由を記載すべき人が請求事由を記載しない場合又は申込人や請求事由を虚偽記載した場合は登録事項別の証明書又は除籍簿の閲覧及び謄本・抄本を発給することはできません。
- 例) **請求事由**：家事訴訟関連(○○○の ○○事件)裁判所提出用  
**申込人の資格**：本人の父、○○○の代理人。
2. 特別養子縁組関係証明書(申告書類の閲覧を含む)は下記のいずれかに該当する場合に限って交付の請求が可能である。
- ① 成年者が本人の特別養子縁組関係証明書を申請する場合。
  - ② 特別養子の実父母・養父母が本人の特別養子縁組関係証明書を申請する場合は特別養子が成年者であることを疎明した場合。
  - ③ 婚姻当事者が「民法」第809条の親族関係を把握しようとする場合。
  - ④ 裁判所から事実照会の嘱託を受けたり、捜査機関が規則第23条第5項に基づいて書面で申請する場合。
  - ⑤ 「民法」第908条の4及び第908条の5に基づき養子縁組の取消又は離縁する場合。
  - ⑥ 「養子縁組特別法」第16条に基づき養子縁組の取消又は離縁する場合
  - ⑦ 特別養子の福利のために必要であることを特別養子の養父母が具体的に疎明した場合
  - ⑧ 特別養子縁組関係証明書が訴訟、非訟、民事執行・保全など各手続において必要である場合。
  - ⑨ 債権・債務など、財産権の相続と関連して相続人の範囲を確認する場合。
  - ⑩ 家族関係登録簿を作成しないまま死亡した人の相続人の特別養子縁組関係証明書が必要な場合。
  - ⑪ 法律上の利害関係を疎明するため特別養子の実父母・養父母の特別養子縁組関係証明書を申請する場合、その該当法令と具体的な疎明資料及び必要とされる理由が示された場合。
3. **住民登録番号の公開申請有無欄**は次のいずれかに該当する場合に限って公開を申請有無とその事由を選択し、その他の場合は記載しません。
- ① 市(区)・邑・面・洞の事務所に出席した申請人が申請対象者の住民登録番号を正確に記載し、該当証明書の交付を請求する場合。
  - ② 申請書の申請人欄に記載された申請人が本人又はその父母、養父母、配偶者、子供である場合。
  - ③ 市(区)・邑・面・洞の事務所に出席した申請人が訴訟、非訟、民事執行・保全などの各手続において必要であることを疎明する資料(例:裁判所の裁判書、補正命令書などを添付して証明書の交付を請求する場合)。
  - ④ 国・地方自治団体の公務員(「公益事業のための土地などの取得及び補償に関する法律」第8条による事業施行者の職員を含む)が公的な目的であることを疎明する資料(例:公文書、裁決書などを添付して証明書の交付を請求する場合)。
4. 上記の3.の規定にも関わらず、次のいずれかに該当する場合には住民登録番号の後6桁の数字の公開を制限しません。
- ① 従来の「戸籍法の施行規則」付則(2004.10.18)第3条に規定されたイメージ電算除籍簿など
  - ② 従来の「戸籍法」による戸籍用紙で作成された除籍簿
5. 下記の場合、市(区)邑面洞の事務所に直接出席して申請対象者の氏名と住民登録番号を記載し、申請人の身分証明書の写しを添付すると除籍などの閲覧及び謄・抄本、登録事項別証明書の交付を請求することができます。
- 上記の第1の①,②,③,④,⑥,⑦及び第2の⑦,⑧に基づいて請求する場合、裁判所の補正命令など法令として定めた疎明資料を提出した場合及び相続人が相続関係の確認のために請求する場合。

<別紙>

申込対象	□対象者	氏名	(漢字： )		
		登録基準地	-		
		住民登録番号	-		
申込内容	1. 登録事項別の証明書①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 2. 一部事項証明書 ①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 3. 申告書類記載事項証明…( )件 4. 受理・不受理の証明………( )件 5. 閲覧(申告書類) ____年____月____日受付 _____申告 6. 従来の「戸籍法」による除籍：本籍 _____ 戸主：_____ 対象者：_____ の 除籍謄本…( )通, 除籍抄本…( )通, 除籍簿閲覧…( )件				
	申込対象	□対象者	氏名	(漢字： )	
			登録基準地	-	
			住民登録番号	-	
	申込内容	1. 登録事項別の証明書①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 2. 一部事項証明書 ①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 3. 申告書類記載事項証明…( )件 4. 受理・不受理の証明………( )件 5. 閲覧(申告書類) ____年____月____日受付 _____申告 6. 従来の「戸籍法」による除籍：本籍 _____ 戸主：_____ 対象者：_____ の 除籍謄本…( )通, 除籍抄本…( )通, 除籍簿閲覧…( )件			
		申込対象	□対象者	氏名	(漢字： )
				登録基準地	-
住民登録番号				-	
申込内容		1. 登録事項別の証明書①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 2. 一部事項証明書 ①家族関係証明書…( )通 ②基本証明書…( )通 ③婚姻関係証明書…( )通 ④養子縁組関係証明書…( )通 ⑤特別養子縁組関係証明書…( )通 3. 申告書類記載事項証明…( )件 4. 受理・不受理の証明………( )件 5. 閲覧(申告書類) ____年____月____日受付 _____申告 6. 従来の「戸籍法」による除籍：本籍 _____ 戸主：_____ 対象者：_____ の 除籍謄本…( )通, 除籍抄本…( )通, 除籍簿閲覧…( )件			